

# 「産科医療補償制度」創設に係る

## 診療報酬上の対応について

### 第1 産科医療補償制度について

当該制度は、分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う制度であり、併せて、紛争の防止・早期解決のために、医学的観点から事例を分析し、結果を両当事者にフィードバックするほか、原因分析された各事例の公開により、同種の医療事故の再発防止等を図るものであり、平成21年1月1日から実施される（参考資料参照）。

### 第2 課題

この制度に加入している分娩機関における分娩のみが、補償の対象となるため、1人でも多くの妊産婦をこの制度の対象とするためには、各分娩機関の本制度への加入が重要となる。このため、都道府県がHP等を通じて行う医療機能に関する情報提供の項目に本制度の加入状況を追加する等の加入促進策を講じているところであるが、社会保障審議会の関係部会においては診療報酬上の対応を求める意見もあったところ。

### 第3 論点

この制度への加入促進の観点に加え、リスクの高い分娩を取り扱うことの多い医療機関にあっては、妊産婦に対して良質のサービスを提供する環境を整えているべきであるとの観点から、ハイリスク妊娠管理加算及びハイリスク分娩管理加算の算定要件に、この制度に加入していることを加えてはどうか。

## ハイリスク妊娠管理加算及びハイリスク分娩管理加算の施設基準について(案)

[改正前]	[改正後]
<p>ハイリスク妊娠管理加算 <span style="float: right;">1,000 点</span></p> <p>施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。</li> <li>ロ 当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する医師が一名以上配置されていること。</li> </ul>	<p>ハイリスク妊娠管理加算 <span style="float: right;">1,000 点</span></p> <p>施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。</li> <li>ロ 当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する医師が一名以上配置されていること。</li> <li><b>ハ <u>財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。</u></b></li> </ul>
<p>ハイリスク分娩管理加算 <span style="float: right;">2,000 点</span></p> <p>施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が三名以上配置されていること。</li> <li>ロ 当該保険医療機関内に常勤の助産師が三名以上配置されていること。</li> <li>ハ 一年間の分娩実施件数が百二十件以上であり、かつ、その実施件数等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。</li> <li>ニ 病院勤務医の負担の軽減に資する体制が整備されていること。</li> </ul>	<p>ハイリスク分娩管理加算 <span style="float: right;">2,000 点</span></p> <p>施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が三名以上配置されていること。</li> <li>ロ 当該保険医療機関内に常勤の助産師が三名以上配置されていること。</li> <li>ハ 一年間の分娩実施件数が百二十件以上であり、かつ、その実施件数等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。</li> <li>ニ 病院勤務医の負担の軽減に資する体制が整備されていること。</li> <li><b>ホ <u>財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。</u></b></li> </ul>

②